



Ⅲ 夏休み以降に取り組むこと

1 進路指導.....	46
2 就学相談・就学事務.....	49
3 行事への参加.....	50

進路指導は、学校卒業時の進路選択の支援にとどまらず、卒業後の生活が豊かになるように、自立的に生活する力や働く力を、教育活動全般をとおして育てるものです。また、人間としてより良い生き方ができるように指導することであり、生き方の支援とも言えるでしょう。

特別支援学級における進路指導では、一人一人の能力・適性に応じて、人間関係や集団生活の力の育成、社会性の育成、働く意欲や作業能力の育成、将来の職業生活への適応能力などを、社会自立を目指しながら組織的・継続的に指導していくことが大切です。

1 進路指導に当たっては

次のようなことを考慮しながら進めていきましょう。

- 障害の状態、発達段階、特性等を十分に把握しましょう。
- 本人の夢や希望、自己選択や自己決定を大切にして、そのために現在つけることが必要な力に関する目標を具体的に設定しましょう。
- 進路学習、職場実習、進路相談をとおして、将来の自立に向けた意識を高めていきましょう。
- 保護者と連携し、情報提供や情報交換を深めていきましょう。

2 学級担任の役割

【小学校】

- ・一人一人の児童の卒業後の生活につながる基本的な諸能力の育成を目指した教育活動を計画的に行いましょう。
- ・中学校や将来の生活を見据えながら、保護者との話し合いを密にし、進路に対する意識を高めていきましょう。

【中学校】

- ・生徒の卒業後の進路を見通して、3年間の進路指導計画を立て、実施しましょう。
- ・進路に関する様々な情報（実習先、進学先、就職先等）を、近隣の特別支援学級や特別支援学校、関係機関と連絡を取り合いながら、収集し活用しましょう。
- ・企業や高等学校、特別支援学校高等部等を実際に見学したり、体験学習を行ったりする機会を設定し、本人、保護者の理解を深めましょう。
- ・卒業生の職場を訪問したり、進路学習や学校行事等に招待したりするなどして、積極的に話を聞く場を設けましょう。
- ・主体的な進路選択ができるように一貫した指導を行いましょう。

3 小・中学校の特別支援学級における進路

【小学校】

- ・ 中学校の通常の学級
- ・ 中学校の特別支援学級
- ・ 特別支援学校の中学部

進学先は、市町村の教育支援委員会の検討を踏まえて、市町村教育委員会が決定しますが、その際、保護者の意見を可能な限り尊重しなければなりません。そのためには、保護者との話し合いを密にしながら、必要に応じて、情報を提供したり、学校見学を勧めたりします。

【中学校】

- ・ 特別支援学校の高等部
- ・ 高等特別支援学校（県内には水戸高等特別支援学校）
- ・ 高等学校（全日制，定時制，通信制＋サポート校）
- ・ 高等専門学校
- ・ 専門学校・専修学校
- ・ 職業訓練校
- ・ 就職
- ・ 家事従事



＜高等学校、高等専門学校、専門学校、専修学校、職業訓練校＞

通常の学級と同じです。ただし受験時の配慮だけでなく入学後の高等学校担当者との連携が大切になってきます。保護者の同意がない場合には十分な連携ができないこともあるので、入学後の学校生活において学校に適應できるような指導を進学までにしておきましょう。

なお、県立高校の受験については、以下のような制度もあります。

- ・ 自己申告書 … 欠席が多いことの事情や障害のあることによって生ずることがら等について、説明する必要がある場合
- ・ 学力検査実施上の特別措置 … 障害のある受験者等で学力検査実施上特別な措置を希望する者

これらの制度は内容が変更になることもありますので、詳しくは該当年度の「茨城県立高等学校入学者選抜実施細則」（茨城県教育委員会）を確認してください。

<特別支援学校、高等特別支援学校>

入学者選考があります。また、受検に際しては、所定の教育相談を必ず受けることになります。学校見学や教育相談、体験学習は随時行われています。年度初めに各学校のホームページ等を参照したり、市町村教育委員会を通じて連絡を取ったりしながら、日時や内容を確認しましょう。保護者の中には特別支援学校に関して十分に知らない場合もあるので、学校見学を勧めて、理解してもらうことが大切です。

<就職>

中学校卒業後の求人はほとんどないのが現状ですが、ハローワークや支援センター等、関係機関に相談したり情報収集したりするなどの連携が必要です。

4 進路指導の大まかな流れ

進路指導を進めていく際には、自己理解、進路情報の収集・分析、学校・職場等の見学、進路相談、体験、進路相談、卒業後支援（フォローアップ）といった流れを踏まえて計画を作成していくとよいでしょう。

<中学校知的障害特別支援学級の進路指導計画例>

学期	進路指導に関する内容
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ○進路指導計画の作成 ○生活単元学習（働く人たち） ○作業学習 ○進路希望調査 ○職場開拓 ○関係機関（ハローワーク、企業等）との懇談 ○前年度卒業生の追指導 ○学級活動（私の進路） ○三者進路相談会 ○工場見学 ○職場実習 ○進路学習（先輩の話を聞く会） ○保護者会（進路に関する学習会）
2 学期 以降	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業生の職場訪問 ○高等部、施設等の見学 ○三者進路相談会 ○職業適性検査 ○進路希望調査 ○職場実習 ○保護者の職場実習見学 ○職場実習反省会 ○三者進路相談会（進路先決定） ○進学、就職等に向けた書類作成、受検への準備等

2

就学相談・就学事務

特別支援学級の担任は、校内教育支援委員会のメンバーとして、必要に応じて、校内に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の支援の検討にかかわることになります。また、市町村の教育支援委員会の委員になった場合は、必要な支援や就学先の検討に係る必要な事項についての調査審議にも関わります。詳しいことは、「障害のある子供のための就学事務の手引き」（茨城県教育委員会）を参考にしましょう。

<就学相談・就学事務に関する手続きの流れ例>

～5月	・特別な支援が必要と思われる児童生徒の実態調査（学級担任）
6月	・特別支援学校への転学が適当と思われる児童生徒の教育相談（年間を通して継続実施） ・教育支援委員会用資料の作成 ・校内教育支援導委員会（対象児童生徒の支援や入級等に関する検討）
7月	・各市町村の教育支援委員会（対象児童生徒の支援や入級等に関する検討）
7-8月	・幼稚園，保育所見学と情報交換 ・在学児童生徒の特別な支援に関する教育相談
9月上	・教育支援委員会用資料の作成
9月下	・校内教育支援委員会（対象児童生徒の支援に関する検討）
10月	・特別な支援の実施に向けた教育相談 ・次年度も継続して特別支援学級に在籍する児童生徒の入級申込書の作成 ・小学校 就学時健康診断 ・教育支援委員会用資料の作成
11月	・校内教育支援委員会（対象児童生徒の支援や入級，転学，進学に関する検討） ・市町村の教育支援委員会（対象児童生徒の支援や入級，転学，進学に関する検討） ・次年度新しく特別支援学級に入級する児童生徒の入級申込書の作成
12月	・教育支援に関する報告書の作成（校内教育支援委員会用）
1月	・校内教育支援委員会（最終報告，総括）
3月	・進級，進学に向けた教育相談

就学に関する実態把握の際には、「障害のある子供のための就学事務の手引き」の「就学相談票」（様式1）、「就学相談面接票」（様式3）や茨城県教育研究会特別支援教育研究部編学級経営簿の「資料3 気になる子のチェックリスト」等のチェックシートを参考にしてください。



3 行事への参加

行事は、普段とは異なる雰囲気の中で行われることが多いです。そのため、活動の見通しもちにくく不安を感じやすいため、行事を苦手とする児童生徒がいます。さらに、失敗経験から自信を失ったり、行事に対して消極的な態度になったりする児童生徒もいます。児童生徒が安心して行事に参加できるように、個々の特性に配慮することが大切です。

1 共通理解を図る

- いつもと違う活動をすることは児童生徒にとってストレスであるとともに、気持ちや行動の切り替えが難しいことを教職員・保護者・周囲の児童生徒に理解してもらいましょう。
- 他の児童生徒に不公平感を抱かせないように、全職員で共通理解を図りましょう。

2 安心して参加できる工夫（見通し・環境調整）

儀式的行事

- 見通しがもてるように、式の流れをイラストや箇条書き等で事前に示しておきましょう。必要に応じて、当日は児童生徒の側について説明するのもよいでしょう。
- 当日と同じ場所での事前練習を、できるだけ試みておきましょう。
- 行事の進行や席（立つ場所）の移動に不安があると考えられる場合には、具体的な目印や合図などを教えておきましょう。
- 児童生徒の特性によって、座席の位置や会場に入るタイミングなどを調整しましょう。具体的には、後方の座席配置、別室から参加、部分的な参加など、行事の目的を踏まえて、参加の手立てを探しておくよいでしょう。

体育的行事

- 児童生徒・保護者とともに、「できること・できないこと」等について確認し、参加の仕方や支援方法を共通理解しておきましょう。
- 周囲の児童生徒の協力が必要な場合も多くあります。当日の動きについて、周囲の児童生徒にも伝えておきましょう。

校外学習など

- 日程や活動内容について児童生徒に前もって知らせ、話し合っておきます。苦手な部分は事前練習が必要です。宿泊を伴う場合など、保護者との共通理解のもと、部分的な参加など、児童生徒に合わせて参加の仕方を工夫しましょう。

3 苦手なことへの配慮

□ 集団活動面の配慮

- ・安全で周囲の児童生徒との差が目立たず本人ができることを探しましょう。活動の位置や場所に配慮しましょう。
- ・集団での行動をイメージしにくい児童生徒がいます。最初から集団と一緒に練習や活動をするのではなく、全体像を捉えやすい位置（2F、3F等の上部）から全体の動きを見せることで活動のイメージ化を図りましょう。
- ・集団の動きに遅れがちな児童生徒には、事前に教員と一緒に個別練習を行ってから、集団での活動に参加しましょう。

□ 動作面の配慮

- ・モデルとなる児童生徒を前に配置したり2人組にしたりするなど、友達の様子が活動の手がかりになるようにしましょう。
- ・動作時の具体的なタイミングや目印・目標を決めておきましょう。
- ・見てまねることが苦手な児童生徒には、動作を言葉にして順番に伝えましょう。（動作の順番をメモにして確認しながら行うことも有効な方法です。）
- ・言葉での指示理解が苦手な児童生徒には、動作を絵図や写真等で示しましょう。タブレット端末等を活用した動画も手がかりとなります。

□ 感覚面への配慮

- ・聴覚、視覚、触覚等の感覚過敏や鈍麻は、事前に確認をしましょう。
- ・感覚過敏のある児童生徒には、それを早急に改善しようとするのではなく、まずは、刺激の調整や回避を行い、安心して活動できる配慮をしましょう。

【聴覚過敏】

- ・聴覚に過敏がある児童生徒は、周囲のざわつきが気になり落ち着けなくなることがあります。一時的にその場から離したり、参加する時間を限定したりする等の工夫で刺激を緩和し、主となる活動に参加しやすくしましょう。
- ・予測できない音には、恐怖を感じます。事前に活動の流れや音が出るタイミングを伝えるとともに、突然、音を出すことは避けましょう。
- ・どの音が不快なのか確認をしましょう。特に運動会・体育祭や陸上記録会などの体育的行事では、スターターピストルやホイッスル等の音やスピーカーの音質にも配慮しましょう。
- ・児童生徒の状態によっては、不必要な音まで聞こえてしまうことがあります。音を制限するためにイヤーマフやノイズキャンセリングヘッドフォン、耳栓等を活用して刺激の緩和を試みましょう。
- ・音への反応が鈍いこともあります。音のみでなく視覚からの情報（動作合図・表示）を積極的に併用しましょう。

【視覚過敏】

- ・光のまぶしさの感じ方は、人それぞれ違います。視覚に過敏がある児童生徒は、光の差し方によって不快になり落ち着けなくなります。活動の場所については、本人に確認してみましょう。
- ・屋内の行事では、壁面装飾や掲示の仕方によっては、目にちらつきがおこることがあるので、視覚情報の整理をしましょう。
- ・普段慣れていない教室等での発表会に臨むに当たっては、蛍光灯の色によっては、まぶしくなったり、目がチカチカしたりと目障りな状況となり教室に入ることすらできない場合があります。間接照明等の工夫で視覚刺激の緩和を試みましょう。
- ・屋内外での体育的行事では、ラインが多くなり交差が目立つと、どの線が目印か分からなくなり動作が止まってしまうことがあります。ラインの色を工夫してみましょう。
- ・光に対する過敏性が強いために、教科書に印刷された文字の色(黒)と紙の色(白)との大きなコントラストによってスムーズな読みが妨げられている児童生徒もいます。その場合は、薄い色の付いた紙に印刷された教材を使ったり、アーレンレンズ(フィルム)という色の付いたレンズやフィルムを活用したりすることで、読みやすさが改善することがあります。

【その他の過敏】

- ・触覚過敏のある児童生徒にとっては、肌触りが気になり不快感から落ち着けなくなる場合があります。文化的行事や体育的行事では、直接肌に触れる道具の素材に配慮しましょう。また、服装に対する過度のこだわりの背景に触覚過敏があることもあります。
- ・軽くタッチしたつもりでも、本人にとっては刺激が強すぎて痛く感じたり、ドキッと緊張が走ったりすることがあります。触れる際には、言葉を掛けてからにするなどの配慮が必要です。また、接触が伴う活動の際には、特性に配慮した活動の工夫をしましょう。
- ・偏食の背景には味覚の過敏性があることもあります。